

岩手県公安委員会告示第2号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、岩手県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた法人から次のとおり変更する旨届出があった。

平成23年1月11日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

| 法人の名称 | 変更事項 | 内容 | | 変更年月日 |
|------------------|--------|------------------|----------------------|------------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 財団法人岩手県暴力団追放県民会議 | 法人の名称 | 財団法人岩手県暴力団追放県民会議 | 公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター | 平成23年1月12日 |
| | 代表者の氏名 | 達増 拓也 | 箱崎 安弘 | |